

岐阜県建設工事における若手及び女性技術者育成型総合評価落札方式試行要領

(平成 27 年 4 月 1 日 技第 758 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、岐阜県が発注する建設工事のうち、若手及び女性技術者（現場代理人を含む）（以下、「若手技術者等」という。）の登用・育成を支援する工事を一般競争入札の総合評価落札方式により試行するための事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 若手技術者等の登用・育成の促進を目的として、若手技術者等の配置に関する条件を付加し、簡易型総合評価落札方式により岐阜県が発注する建設工事とする。

(1) モデル 1：入札参加資格で若手技術者等の配置を入札参加条件とする。

(2) モデル 2：総合評価落札方式の加点項目で若手技術者等の配置をした場合に加点する。

(手続に関する事項)

第 3 条 モデル 1 は別紙 1、モデル 2 は別紙 2 によるものとする。また、この要領に定める以外の必要な手続き等は、岐阜県建設工事における簡易型（①・②）総合評価落札方式の実施要領（平成 28 年 3 月 29 日技第 799 号）によるものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 7 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

モデル 1 入札参加資格で若手技術者等の配置を入札参加条件とする。

（モデル工事の明示）

第 1 入札公告に、若手又は女性技術者（現場代理人を含む）（以下「若手技術者等」という。）の配置を入札参加条件とした、若手技術者等の登用・育成の促進を目的とする試行工事（モデル 1）であることを明示する。

（入札参加資格）

第 2 一般競争入札（総合評価落札方式）の入札参加資格の「配置技術者に関する条件」に、主任技術者、監理技術者又は現場代理人は、若手（申請期限日において満 39 歳以下）、又は女性（年齢制限を設けない）であることを追加する。

（総合評価の価格以外の評価項目）

第 3 従前どおり設定するものとする。

（特記仕様書）

第 4 特記仕様書に次の項目を追加する。

第〇〇条 女性技術者（現場代理人を含む）（以下「女性技術者等」という。）が現場で働くための環境整備

- 1 本工事は、若手技術者等の登用・育成の促進を目的とする試行工事である。
- 2 受注者は、女性技術者等を配置する場合、工事着手前に女性技術者等が現場で働くために必要な施設や設備について、監督員と協議し、その内容を施工計画書の作業環境の整備に記載のうえ提出するものとする。
- 3 女性技術者が現場で働くために必要な施設や設備に要した費用（女性専用トイレの設置、女性専用更衣室の設置等）について、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。

施 工 能 力

※ J Vによる申請の場合は、代表構成員に係る実績を評価する
会社名：

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
工程管理			
安全対策	客観的指標による安全対策の実施可能性	☐ ・労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ、直近1か年度以内に県からの工事故による入札参加資格停止措置なし(※) ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣又は岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰(岐阜県内工事に限る) ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証 ☐ ・労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ、直近1か年度以内に県からの工事故による入札参加資格停止措置なし ・労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ、直近1か年度以内に県からの工事故による入札参加資格停止措置あり(※) ☐ 労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ、直近1か年度以内に県からの工事故による入札参加資格停止措置あり	※ 労働安全衛生分野表彰歴を証明できる書類(表彰状の写し等) ※ 厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証の写し ※ 安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰・岐阜労働局長表彰については、被表彰者と、入札参加者の関係が分かる資料
主要資材	県内での調達意向 【主要工事材料(品目)】 ○○、××、△△	☐ 主要工事材料は岐阜県内産調達が可能(※) ☐ 主要工事材料の岐阜県内産調達に努力	※ 原則として納品書の写し ※ 受注者が入札時に「主要工事材料は岐阜県産調達が可能」と申告している場合、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行います
品質管理			
環境配慮	I S O 認証取得の状況	☐ I S O 9 0 0 0 S 及び I S O 1 4 0 0 1 取得済(※) ☐ I S O 9 0 0 0 S 又は I S O 1 4 0 0 1 取得済(※) ☐ 取得なし	※ I S O (9 0 0 1 、 1 4 0 0 1) の登録証付属書等、登録者名、住所、適用規格、認証範囲、有効期限の記載がある資料の写し

企 業 能 力

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
工事成績評定点	土木一式工事(PC橋上部工工事を除く)、舗装工事及びとび・土工・コンクリート工事については直近3か年度以内、その他については直近5か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点(岐阜県発注工事のみ対象)(工種限定あり)	☐ 80点以上(※) ☐ 75点以上80点未満(※) ☐ 75点未満又は実績なし(※)	※ 工事成績対象一覧
同種(類似)工事実績	平成○○年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完了引き渡しの済んだ工事の施工実績(国及び岐阜県発注工事のみ対象)(建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象)※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない	☐ 同種業務の実績あり(※) ☐ 類似業務の実績あり(※) ☐ 上記実績なし	※ 同種(類似)工事の実績は、工事実績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等) ※ 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し ※ 同種(類似)工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※ 受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること

スタッフ数	常勤雇用の従業員数及び国家資格を有する技術者数 (当該工事における「国家資格」の定義＝技術士(建設部門)1級又は2級土木施工管理技士)	☐ 常勤雇用の従業員数15名以上、かつ、国家資格を有する技術者数5名以上(※) ☐ 常勤雇用の従業員数10名以上、かつ、国家資格を有する技術者数5名以上(※) ☐ 常勤雇用の従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者数5名以上(※) ☐ 常勤雇用の従業員数10名未満、かつ、国家資格を有する技術者数5名未満	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください(基準日は7月1日とします) ※ 国家資格については複数の資格を有していても1名として算入すること
優良工事施工者表彰歴 (土木工事等、建築工事及びPC上部工事に適用)	直近5か年度以内の岐阜県優良工事施工者表彰歴 (工種限定あり)	☐ 部長による表彰歴あり(※) ☐ 現地機関の長(本庁各課長を含む)による表彰歴あり(※) ☐ 表彰歴なし	※ 岐阜県優良工事施工者表彰状の写し
優良工事施工者表彰歴 (鋼構造物工事に適用)	直近5か年度以内の岐阜県優良工事施工者表彰歴 (工種限定あり)	☐ 単体で参加の場合、部長による表彰歴あり(※) ☐ JVで参加の場合 ・代表構成員が部長による表彰歴あり ・代表構成員が現地機関の長(本庁各課長を含む)による表彰歴あり、かつ、その他の構成員が部長による表彰歴あり ☐ 単体で参加の場合、現地機関の長(本庁各課長を含む)による表彰歴あり(※) ☐ JVで参加の場合 ・代表構成員が現地機関の長(本庁各課長を含む)による表彰歴あり ・代表構成員が表彰歴なし、かつ、その他の構成員が部長による表彰歴あり ☐ 単体で参加の場合、表彰歴なし ☐ JVで参加の場合 ・代表構成員が表彰歴なし、かつ、その他の構成員が現地機関の長(本庁各課長を含む)による表彰歴あり ・全ての構成員が表彰歴なし	※ 岐阜県優良工事施工者表彰状の写し
機械保有状況 (土木工事等に適用)	当該工事に関する主要建設機械の保有状況 【主要建設機械(種)】 ○○、××、△△	☐ 全て自社保有(長期リースによる保有を含む)あり(※) ☐ 自社保有(長期リースによる保有を含む)又は短期リースによる保有あり(※) ☐ 保有なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください ※ 受注者が入札時に「(長期又は短期)リースによる保有あり」と申告している場合で、落札者決定前に状況が確認できない場合には、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行います。 ※ 「長期リース」とはリース期間が3年以上のものを対象とします。

注1) レ 又は ■ のように記入する。

2) 評価事項、評価内容に特に記載がない場合の基準日は申請期限日とすること。

3) 技術確認書類は必要ありません、ただし、入札執行後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに技術確認書類を提出すること。

配置予定技術者の能力

(3名まで記載可)

※JVによる申請の場合は、代表構成員に係る実績を評価する
会社名：

【配置予定技術者(1)】		氏名(ふりがな)：	
評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
同種(類似)工事施工実績	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) (建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象) (主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。	☐ 同種工事の実績あり(※) ☐ 類似工事の実績あり(※) ☐ 上記実績なし	※ 同種(類似)工事の実績は、工事実績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等) ※ 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し ※ 同種(類似)工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
保有資格 (建築工事以外に適用)	主任技術者又は監理技術者の保有する資格	☐ 1級土木施工管理技術士、技術士又はME(※)、かつ、自然工法管理士(※) ☐ 1級土木施工管理技術士、技術士又はME(※) ☐ 2級土木施工管理技術士、かつ、自然工法管理士(※) ☐ 上記以外	※ 国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し ※ MEについては、社会基盤メンテナンスエキスパートの認定書又は証明書の写し ※「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格したものをいう ※ 自然工法管理士については、岐阜県自然工法管理士認定証の写し
保有資格 (建築工事に適用)	主任技術者又は監理技術者の保有する資格	☐ 1級建築施工管理技術士、かつ、1級建築士(※) ☐ 1級建築施工管理技術士又は1級建築士(※) ☐ 上記以外	※ 国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し
継続教育(CPD)の取組状況 (建築工事以外に適用)	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した各団体が発行するCPDの単位の合計 (単位=ユニット)	☐ 20単位以上(※) ☐ 10単位以上(※) ☐ 10単位未満又は取得なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
継続教育(CPD)の取組状況(建築) (建築工事に適用)	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した建築関係の各団体が発行するCPDの単位の合計 (単位=ユニット)	☐ 20単位以上(※) ☐ 10単位以上(※) ☐ 10単位未満又は取得なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください

配置予定技術者の能力

(3名まで記載可)

※JVによる申請の場合は、代表構成員に係る実績を評価する
会社名：

【配置予定技術者(2)】		氏名(ふりがな)：	
評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
同種(類似)工事施工実績	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) (建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象) (主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。	☐ 同種工事の実績あり(※) ☐ 類似工事の実績あり(※) ☐ 上記実績なし	※ 同種(類似)工事の実績は、工事実績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等) ※ 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し ※ 同種(類似)工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
保有資格 (建築工事以外に適用)	主任技術者又は監理技術者の保有する資格	☐ 1級土木施工管理技術士、技術士又はME(※)、かつ、自然工法管理士(※) ☐ 1級土木施工管理技術士、技術士又はME(※) ☐ 2級土木施工管理技術士、かつ、自然工法管理士(※) ☐ 上記以外	※ 国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し ※ MEについては、社会基盤メンテナンスエキスパートの認定書又は証明書の写し ※「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格したものをいう ※ 自然工法管理士については、岐阜県自然工法管理士認定証の写し
保有資格 (建築工事に適用)	主任技術者又は監理技術者の保有する資格	☐ 1級建築施工管理技術士、かつ、1級建築士(※) ☐ 1級建築施工管理技術士又は1級建築士(※) ☐ 上記以外	※ 国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し
継続教育(CPD)の取組状況 (建築工事以外に適用)	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した各団体が発行するCPDの単位の合計 (単位=ユニット)	☐ 20単位以上(※) ☐ 10単位以上(※) ☐ 10単位未満又は取得なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
継続教育(CPD)の取組状況(建築) (建築工事に適用)	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した各団体が発行するCPDの単位の合計 (単位=ユニット)	☐ 20単位以上(※) ☐ 10単位以上(※) ☐ 10単位未満又は取得なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください

配置予定技術者の能力

(3名まで記載可)

※JVによる申請の場合は、代表構成員に係る実績を評価する
会社名：

【配置予定技術者(3)】		氏名(ふりがな)：	
評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
同種(類似)工事施工実績	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) (建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象) (主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。	☐ 同種工事の実績あり(※) ☐ 類似工事の実績あり(※) ☐ 上記実績なし	※ 同種(類似)工事の実績は、工事実績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等) ※ 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し ※ 同種(類似)工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
保有資格 (建築工事以外に適用)	主任技術者又は監理技術者の保有する資格	☐ 1級土木施工管理技術士、技術士又はME(※)、かつ、自然工法管理士(※) ☐ 1級土木施工管理技術士、技術士又はME(※) ☐ 2級土木施工管理技術士、かつ、自然工法管理士(※) ☐ 上記以外	※ 国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し ※ MEについては、社会基盤メンテナンスエキスパートの認定書又は証明書の写し ※「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格したものをいう ※ 自然工法管理士については、岐阜県自然工法管理士認定証の写し
保有資格 (建築工事に適用)	主任技術者又は監理技術者の保有する資格	☐ 1級建築施工管理技術士、かつ、1級建築士(※) ☐ 1級建築施工管理技術士又は1級建築士(※) ☐ 上記以外	※ 国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し
継続教育(CPD)の取組状況 (建築工事以外に適用)	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した各団体が発行するCPDの単位の合計 (単位=ユニット)	☐ 20単位以上(※) ☐ 10単位以上(※) ☐ 10単位未満又は取得なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
継続教育(CPD)の取組状況(建築) (建築工事に適用)	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した建築関係の各団体が発行するCPDの単位の合計 (単位=ユニット)	☐ 20単位以上(※) ☐ 10単位以上(※) ☐ 10単位未満又は取得なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください

地 域 要 件

※ J Vによる申請の場合は、代表構成員に係る実績を評価する
会社名：

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
営業拠点 (土木工事等・建築工事に適用)	地域内での営業拠点の状況	☐ 同一市町村内（旧市町村内）に本店あり（※） ☐ 同一管内（同一市町村内を除く）に本店あり（※） ☐ 岐阜県内（同一管内を除く）に本店あり（※） ☐ 岐阜県内に支店又は営業所あり（※） ☐ 上記以外	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください ※ 営業拠点の所在地は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載された所在地が基本となりますが、それ以外に建設法第3条第1項に規定する営業所を岐阜県内に設置している場合は、これも対象とし、その所在地とします。
営業拠点 (鋼構造物工事に適用)	地域内での営業拠点の状況	☐ 単体で参加の場合、岐阜県内に本店あり（※） ☐ J Vで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に本店あり ・代表構成員が岐阜県内に支店又は営業所あり、かつ、 <u> </u> その他の構成員が岐阜県内に本店あり ☐ 単体で参加の場合、岐阜県内に支店又は営業所あり（※） ☐ J Vで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に支店又は営業所あり ・代表構成員が県内に本店、 <u> </u> 支店又は営業所なし、かつ、 <u> </u> その他の構成員が岐阜県内に本店あり ☐ 上記以外	
営業拠点 (P C 上部工工事に適用)	地域内での営業拠点の状況	☐ 岐阜県内に本店あり（※） ☐ 岐阜県内に支店又は営業所あり（※） ☐ 上記以外	
災害協定参加等 (土木工事等、建築工事及びP C 上部工工事に適用)	災害協定への参加や同等の活動実績	☐ 岐阜県建設業広域B C Mの認定あり（※） ☐ 岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建設部に限る）との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり（※） ☐ 岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建設部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり（※） ☐ 上記以外	※ B C M認定については、岐阜県が認定した「岐阜県建設業広域事業継続マネジメント」への参加が確認できる書類 ※ 協定については、岐阜県及び県内市町村と締結された「災害時応援協力に関する協定」への参加が確認できる書類 ※ 災害時の貢献活動については、災害協定と同等と認められる活動内容が確認できる書類
災害協定参加等 (鋼構造物工事に適用)	災害協定への参加や同等の活動実績	☐ 単体で参加の場合、岐阜県建設業広域B C Mの認定あり ☐ J Vで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県建設業広域B C Mの認定あり ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建設部に限る）との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、 <u> </u> その他の構成員が岐阜県建設業広域B C Mの認定あり ☐ 単体で参加の場合、岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建設部に限る）との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり（※） ☐ J Vで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建設部に限る）との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、 <u> </u> その他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建設部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建設部に限る）との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、 <u> </u> その他の構成員が参加なし又は活動実績なし	※ B C M認定については、岐阜県が認定した「岐阜県建設業広域事業継続マネジメント」への参加が確認できる書類 ※ 協定については、岐阜県及び県内市町村と締結された「災害時応援協力に関する協定」への参加が確認できる書類 ※ 災害時の貢献活動については、災害協定と同等と認められる活動内容が確認できる書類

		- 代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、その他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建築部に限る）との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり - 代表構成員が参加なし又は活動実績なし、かつ、その他の構成員が岐阜県建設業広域BCMの認定あり	
		☐ 単体で参加の場合、岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり（※）	
		☐ JVで参加の場合 - 代表構成員及びその他構成員が岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建築部との協定を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり - 代表構成員が、岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建築部との協定を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、その他の構成員が参加なし又は活動実績なし - 代表構成員が参加なし又は活動実績なし、かつ、その他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建築部に限る）に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり	
		☐ 単体で参加の場合、参加なし又は活動実績なし	
		☐ JVで参加の場合 - 代表構成員が参加なし又は活動実績なし、かつ、その他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり - 全ての構成員が参加なし又は活動実績なし	
ボランティア活動 （土木工事等・建築工事に適用）	直近1か年度以内の活動実績	☐ 同一市町村内（旧市町村内）での実績あり（※） ☐ 同一管内（同一市町村内を除く）での実績あり（※） ☐ 岐阜県内（同一管内を除く）での実績あり（※） ☐ 岐阜県内での実績なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
ボランティア活動 （鋼構造物工事・PC上部工工事に適用）	直近1か年度以内の活動実績	☐ 岐阜県内での実績あり（※） ☐ 岐阜県内での実績なし	
近隣地域施工実績 （土木工事等に適用）	令和〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績（国及び岐阜県発注工事のみ対象）	☐ 同一市町村内（旧市町村内）での施工実績あり（※） ☐ 同一管内（同一市町村内を除く）での施工実績あり（※） ☐ 岐阜県内（同一管内を除く）での施工実績あり（※） ☐ 岐阜県内での施工実績なし	※ 工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等）、発注機関及び工事箇所が明確な場合には、工事成績評定結果通知書の写しも可
近隣地域施工実績 （建築工事に適用）	令和〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績（国、岐阜県、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものは65点以上のものに限る）のみ対象）	☐ 同一市町村内（旧市町村内）での施工実績あり（※） ☐ 同一管内（同一市町村内を除く）での施工実績あり（※） ☐ 岐阜県内（同一管内を除く）での施工実績あり（※） ☐ 岐阜県内での施工実績なし	
近隣地域施工実績 （鋼構造物工事・PC上部工工事に適用）	令和〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績（岐阜県発注工事のみ対象）	☐ 岐阜県内での施工実績あり（※） ☐ 岐阜県内での施工実績なし	
除雪業務等の受託実績 （土木工事等（法面工事を除く）に適用）	直近2か年度以内の除排雪又は凍結防止剤散布業務受託実績 協同組合との契約の際には、協同組合に対する加点とは別に、実業務を	☐ 同一土木事務所管内で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり（※） ☐ 同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり（※） ☐ 同一土木事務所管内で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり（※）	※ 国、県又は市町村との契約書等の写し

	行う構成員にも加点することとする	☐ 同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり（※） ☐ 岐阜県内での受託実績なし	
応急危険度判定士の登録者数（建築工事に適用）	岐阜県に登録された応急危険度判定士の登録者数	☐ 5名以上（※） ☐ 2名以上5名未満（※） ☐ 2名未満	※ 岐阜県知事が発行する応急危険度判定士登録証の写し
製作拠点（鋼構造物工事に適用）	県内自社製作工場の状況	☐ 単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場あり（※） ☐ J Vで参加の場合、代表構成員が岐阜県内に自社製作工場あり ☐ J Vでの参加の場合、その他の構成員が岐阜県内に自社製作工場あり（※） ☐ 単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場なし ☐ J Vで参加の場合、全ての構成員が岐阜県内に自社製作工場なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
製作拠点（P C上部工工事に適用）	県内自社製作工場の状況	☐ 岐阜県内に自社製作工場あり（※） ☐ 岐阜県内に自社製作工場なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
休日及び夜間の道路維持作業の実績（土木工事等（法面工事を除く）に適用）	直近3か年度以内の岐阜県管理道路の道路維持業務（除排雪及び凍結防止剤散布業務を除く）又は異常気象時の通行規制業務において、県からの作業指示を受け、休日若しくは夜間に維持作業等を実施した実績	☐ 同一土木事務所管内での実績あり（元請けとしての実績）（※） ☐ 同一土木事務所管内以外での実績あり（元請けとしての実績）（※） ☐ 同一土木事務所管内での実績あり（協力要請により下請けとして協力した実績）（※） ☐ 同一土木事務所管内以外での実績あり（協力要請により下請けとして協力した実績）（※） ☐ 実績なし	※ 次の2つの書類により確認します。 ① 道路維持補修業務の契約書又は通行規制管理業務委託契約書の写し ② 休日又は夜間の道路維持業務委託完了報告書の写し又は通行規制モニター業務報告書の写し（作業指示書を含む、作業写真は2枚程度、下請け又はJ V構成員としての作業の場合は、元請人又は代表構成員による証明）
休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績（土木工事等（法面工事を除く）に適用）	直近3か年度以内の岐阜県管理の河川・砂防の維持管理業務において、県からの作業指示を受け、休日または夜間に維持作業を実施した実績	☐ 同一土木事務所管内での実績あり（元請けとして実施）（※） ☐ 同一土木事務所管内での実績あり（協力要請により下請けとして実施）（※） ☐ 実績なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
新分野活動	直近2か年度以内の新分野活動実績（岐阜県内での活動に限る）	☐ 実績あり（※） ☐ 実績なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
県内企業の活用	当該工事の県内企業活用金額率（元請及び1次下請）	☐ 県内企業活用金額率90%以上 ☐ 県内企業活用金額率50%以上90%未満 ☐ 県内企業活用金額率50%未満	※ 県内企業」とは、岐阜県内に本店（建設業法上の主たる営業所）を有する企業とします。 ※ 受注者が入札時に「県内企業活用金額率90%以上」又は「県内企業活用金額率50%以上90%未満」と申告している場合、完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行います。

注1) レ 又は ■ のように記入すること。

2) 評価事項、評価内容に特に記載がない場合の基準日は申請期限日とする。

3) 技術確認書類は必要ありません、ただし、入札執行後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに技術確認書類を提出すること。

モデル 2 総合評価の加点項目として、若手技術者等の配置をした場合に加点する。

(モデル工事の明示)

第 1 入札公告に、若手又は女性技術者（現場代理人を含む）（以下「若手技術者等」という。）の配置を加点評価する若手技術者等の登用・育成の促進を目的とする試行工事（モデル 2）であることを明示する。

(入札参加資格)

第 2 一般競争入札（総合評価落札方式）の入札参加資格については、「岐阜県一般競争入札発注基準」により設定する。

(総合評価の価格以外の評価項目)

第 3 「配置予定技術者等の能力」に関する評価項目において、主任技術者、監理技術者又は現場代理人として、若手（申請期限日において、満 39 歳以下）若しくは女性を配置する場合に加点するとともに、若手若しくは女性技術者を主任技術者又は監理技術者に配置し、現場代理人を補助者とする場合は、「同種（類似）工事施工実績」、「保有資格」及び「継続教育」の評価を、補助者で評価できるものとする。なお、申請様式第 2-2 号に記載した補助者が配置できない場合は、入札公告共通事項 6 落札者決定及び契約に関する事項（3）で示す配置予定の技術者の場合と同様に取り扱うものとする。

補助者の現場代理人については、現場代理人の常駐義務を緩和できる要件（平成 30 年 12 月 11 日付け「技術者の配置について」参照）に該当すれば、常駐の義務はないものとする。

「年齢等」で「主任技術者又は監理技術者を兼ねない現場代理人」のうち、「満 30 歳未満若しくは女性」及び「満 30 歳以上 40 歳未満」で評価する場合の現場代理人は、本件の申請期限日以前に 3 か月以上の恒常的な雇用関係にある者であるとともに、配置後の常駐義務の緩和できる要件（平成 30 年 12 月 11 日付け「技術者の配置について」参照）によらず、他工事との兼務を不可とする。また、落札者が現場代理人を変更する場合、同等以上の技術評価となる者以外への変更を認めないものとする。

「配置予定技術者等の能力」以外の評価項目は、従前どおり設定するものとする。

(特記仕様書)

第 4 特記仕様書に次の項目を追加する。

第〇〇条 女性技術者（現場代理人を含む）（以下「女性技術者等」という。）が現場で働くための環境整備

- 1 本工事は、若手技術者等の登用・育成の促進を目的とする試行工事である。
- 2 受注者は、女性技術者等を配置する場合、工事着手前に女性技術者等が現場で働くために必要な施設や設備について、監督員と協議し、その内容を施工計画書の作業環境の整備に記載のうえ提出するものとする。
- 3 女性技術者等が現場で働くために必要な施設や設備に要した費用（女性専用トイレの設置、女性専用更衣室の設置等）について、それを証明できる書類の写し（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とする。

(配置予定技術者等の能力の留意事項)

第 5 「配置予定技術者等の能力」に関する評価項目の評価基準は次のとおりとする。

1. 配置予定技術者等の能力

- 配置予定技術者と現場代理人の組合せとして最大 3 組を記載することもできますが、年齢・実績・資格等の評価の合計が最も低いと判断される組合せの評価値をその入札参加者の「配置予定技術者等の能力」の評価値とします。
- 主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、「同種（類似）工事施工実績」、「保有資格」及び「継続教育」の評価を、補助者で評価できるものとします。
- 「年齢等」は、同組の主任技術者又は監理技術者と現場代理人を比較し、加算点が高い方で評価します。ただし、いずれも若手又は女性でない場合は、全項目を主任技術者又は監理技術者で評価します。
- 「年齢等」を若手又は女性の主任技術者又は監理技術者で評価する組は、「年齢等」以外の 3 項目は主任技術者又は監理技術者と現場代理人を比較し、3 項目の合計が高い方で評価します。
- 「年齢等」を若手又は女性の現場代理人で評価する組は、「年齢等」の以外の 3 項目は主任技術者又は監理技術者で評価します。

(技術審査基準)

(1) 年齢等

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
年齢等	主任技術者、監理技術者又は現場代理人の年齢等	満30歳未満若しくは女性	1.0点
		満30歳以上40歳未満	0.5点
		満40歳以上	0.0点

<留意事項>

- 基準日は、入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」）とします。
- 「主任技術者又は監理技術者を兼ねない現場代理人」のうち、「満30歳未満若しくは女性」及び「満30歳以上40歳未満」で評価する場合の現場代理人は、本件の申請期限日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であるとともに、配置後の常駐義務の緩和できる要件（平成30年12月11日付け「技術者の配置について」参照）によらず、他工事との兼務を不可とします。また、落札者が現場代理人を変更する場合、同等以上の技術評価となる者以外への変更を認めません。

<確認書類>

- 資格者証、住民基本台帳カード、パスポート等の年齢若しくは女性を証明する書類の写し
- 現場代理人が他工事に配置されていないことを証明する誓約書（「主任技術者又は監理技術者を兼ねない現場代理人」を「満30歳未満若しくは女性」及び「満30歳以上40歳未満」で評価する場合のみ）

(2) 同種（類似）工事実績

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完了引き渡しの済んだ工事の施工実績 （国及び岐阜県発注工事のみ対象） （建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象） （主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績） ※工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。 （主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	同種工事の実績あり	1.0
		類似工事の実績あり	0.5
		上記実績なし	0

<留意事項>

- 配置予定技術者が「主任技術者」、「監理技術者」、「監理技術者補佐」又は「現場代理人」として従事した実績のみを対象とします。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された「主任技術者」、「監理技術者」又は「監理技術者補佐」とは別に追加を義務付けられた技術者として従事した実績は対象となりません。
- 主任技術者、監理技術者として従事した実績には、建設業法第26条第3項第1号の適用を受けた専任特例1号、2号の適用を受けた専任特例2号（令和2年10月1日施行の建設業

法に定める特例監理技術者を含む)及び同法第26条の5の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含みます。

- 「建築工事」とは、「建築一式」、営繕工事に係る「電気工事」「電気通信工事」「管工事」「とび・土工・コンクリート工事(解体工事)」「解体工事」を含みます。(以下「建築工事」という。)
- 「国及び岐阜県発注工事のみ対象」のため、公団、公社、市町村等が発注した工事は対象となりません。
ただし、建築工事に限り、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事(工事成績評定点の通知のあるものは65点以上のものに限る)についても、「同種(類似)工事」の対象とします。
(例：独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、日本下水道事業団)
- 「同種(類似)工事」の定義は、申請様式第2-1号に記載してありますので、確認してください。
(例：道路改良工事の土木一式工事で工事費3000万円以上の施工実績)
- 共同企業体の構成員としての実績は、申請様式第2-1号に特に記載がない限り、全て評価します。
(例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が〇〇%以上のものに限る)
(例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率相当分で〇千万円以上のものに限る)
- 工期の途中で技術者を交代していた場合、その技術者の実績は、担当した期間を工期(一時中止期間を除く)で除した割合に最終契約金額(最終施工量)を乗じて算出した値とします。

例：最終契約金額：1億円

工期：200日間

技術者A：120日間担当

技術者B：80日間担当



技術者Aの実績＝1億円×120日間／200日間＝6千万円

技術者Bの実績＝1億円×80日／200日間＝4千万円

ただし、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作と現場施工で技術者が途中で交代することが止むを得ないような場合は、上記の取り扱いが当てはまらないこともありますので、発注機関に確認してください。

また、複数年債務負担によるトンネル工事においては、契約期間に対して早期に主要な工種を完成させた場合等、契約期間と出来高率に著しく乖離があることから、最終請負金額に対して出来高率を乗じて算出した値とします。

例：最終契約金額3億円、トンネル工事の場合(3か年債務工事の場合)

工期：900日間

技術者A：600日間、出来高90%

技術者B：300日間、出来高10%



技術者Aの実績＝3億円×90%＝2.7億円

技術者Bの実績＝3億円×10%＝0.3億円

出来高率が把握できる資料(工事履行報告書、実施工程表等)を提出してください。

- 「同種(類似)工事」の施工実績は、その工事の工事成績評定点が65点未満の場合は、「同種(類似)工事」の施工実績として認めません。
県工事の工事成績評定点については「岐阜県建設工事成績評定要領」に基づき情報提供しますので、工事成績評定結果を通知した発注機関にお問い合わせください。
- 「同種(類似)工事」の施工実績のうち、工事成績評定点が不明なものは、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類があれば、工事評価点を65点以上あるものと見なします。
- 申請様式2-1に記載する「同種(類似)工事」に建設業法に定める建設業許可業種を定義している場合、当該許可業種と工事实績情報システム(CORINS)の工事カルテの「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」が異なる場合は原則工事实績として認めませ

ん。さらに、「同種（類似）工事」の工種の定義が、建設業法に定める２７の専門工事（土木一式工事、建築一式工事以外の工事）である場合の工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテによる確認の取扱いはおおりのとおりとします

- ・県工事の場合：「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」が「土木一式工事」、「建築一式工事」である場合は専門工事の施工実績として認めません。

- ・国工事の場合：県工事と同様とします。

また、国の発注部局が規定する「本件登録工事の入札資格区分」に対応する建設業工事（許可）の種類と、「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」（※）が合致しない場合は原則工事实績として認めませんが、工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテが誤りであり、正しくは定義した工事であることを証明できる場合に限り、工事实績として認めます。

（※）国土交通省の場合：「国土交通省地方整備局等建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引」表－６「工事種別と建設工事（許可）の種類に対応」などを参照してください。

- 配置予定技術者として若手（申請期限日において満３９歳以下）若しくは女性技術者（年齢制限を設けない）を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できるものとします。

<確認書類>

- 同種（類似）工事の実績は、工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当実績を証明する書類（契約書等）
- 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し
- 同種（類似）工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し

（３－１）保有資格 建築工事以外に適用

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
保有資格	主任技術者又は監理技術者の保有する資格 (主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。)	１級土木施工管理技士、技術士又はME、かつ、自然工法管理士	1.5
		１級土木施工管理技士、技術士又はME	1.0
		２級土木施工管理技士、かつ、自然工法管理士	0.5
		上記以外	0

<留意事項>

- 基準日は、申請期限日とします。
- 上記評価基準に記載してある保有資格は標準設定です。加点の対象となる保有資格の定義は、案件毎に異なります。申請様式第２－２号にて確認してください。
- 「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格した者のことです。
- 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、は装工事に限り、「建設機械施工技士」の資格を「土木施工管理技士」の資格と同等の取り扱いとします。
- 配置予定技術者として若手（申請期限日において満３９歳以下）若しくは女性技術者（年齢制限を設けない）を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できるものとします。

<確認書類>

- 国家資格については、資格認定証明書（資格者証）又は合格証明書の写し
建設業法第２７条に基づく資格（建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士）については、合格通知書の写しでも可とします
- MEについては、社会基盤メンテナンスエキスパートの認定書又は証明証の写し
- 自然工法管理士については、岐阜県自然工法管理士認定証の写し

(3-2) 保有資格 建築工事に適用

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
保有資格	主任技術者又は監理技術者の保有する資格（主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	1級建築施工管理技士、かつ、1級建築士	1.0
		1級建築施工管理技士又は1級建築士	0.5
		上記以外	0

<留意事項>

○基準日は、申請期限日とします。

○上記評価基準に記載してある保有資格は標準設定です。加点の対象となる保有資格の定義は、案件毎に異なります。申請様式第2-2号にて確認してください。

○配置予定技術者として若手（申請期限日において満39歳以下）若しくは女性技術者（年齢制限を設けない）を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できるものとします。

<確認書類>

○国家資格については、資格認定証明書（資格者証）又は合格証明書の写し

建設業法第27条に基づく資格（建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士）については、合格通知書の写しでも可とします。

(4-1) 継続教育（CPD）の取組 建築工事以外の工種に適用

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
継続教育（CPD）の取組	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した各団体が発行するCPDの単位合計 <u>（単位＝ユニット）</u> （主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	20単位以上	0.5
		10単位以上	0.25
		10単位未満又は取得なし	0

<留意事項>

○「直近2か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って2年度以内を指します。

（例：入札公告日が令和7年度の場合、令和5年度から令和6年度（令和5年4月1日から令和7年3月31日）までとします。）

○各団体により、単位表示とユニット表示がありますが、単位＝ユニットとして扱います。

○配置予定技術者として若手（申請期限日において満39歳以下）若しくは女性技術者（年齢制限を設けない）を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できるものとします。

<確認書類>

○各団体（建設系CPD協議会等）が発行する学習履歴の証明書の写し。また、「岐阜県土木施工管理技士会が発行するCPDS学習履歴証明書」の写しでも可とします。

(4-2) 継続教育 (CPD) の取組 建築工事に適用

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
継続教育 (CPD) の取組	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した建築関係の各団体が発行するCPDの単位合計 (単位=ユニット) (主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。)	20単位以上	0.5
		10単位以上	0.25
		10単位未満又は取得なし	0

<留意事項>

- 「直近2か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って2年度以内を指します。
(例：入札公告日が令和7年度の場合、令和5年度から令和6年度(令和5年4月1日から令和7年3月31日)までとします。)

- 各団体により、単位表示とユニット表示がありますが、単位=ユニットとして扱います。
- 配置予定技術者として若手(申請期限日において満39歳以下)若しくは女性技術者(年齢制限を設けない)を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できるものとします。

<確認書類>

- 建築関係の各団体((公社)日本建築士会連合会、(公財)建築技術教育普及センター、岐阜県建築施工管理技士会、(一財)建設業振興基金)が発行する学習履歴の証明書の写し

施 工 能 力

※ J Vによる申請の場合は、代表構成員に係る実績を評価する

会社名：

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
工程管理			
安全対策	客観的指標による安全対策の実施可能性	☐ ・労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ、直近1か年度以内に県からの工事故による入札参加資格停止措置なし（※） ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣又は岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る） ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証 ☐ ・労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ、直近1か年度以内に県からの工事故による入札参加資格停止措置なし ・労働安全衛生分野表彰歴があり、かつ、直近1か年度以内に県からの工事故による入札参加資格停止措置あり（※） ☐ ・労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ、直近1か年度以内に県からの工事故による入札参加資格停止措置あり	※ 労働安全衛生分野表彰歴を証明できる書類（表彰状の写し等） ※ 厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証の写し ※ 安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰・岐阜労働局長表彰については、被表彰者と、入札参加者の関係が分かる資料
主要資材	県内での調達の意向 【主要工事材料（品目）】 ○○、××、△△	☐ 主要工事材料は岐阜県内産調達が可能（※） ☐ 主要工事材料の岐阜県内産調達到努力	※ 原則として納品書の写し ※ 受注者が入札時に「主要工事材料は岐阜県産調達が可能」と申告している場合、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行います
品質管理			
環境配慮	I S O 認証取得の状況	☐ I S O 9 0 0 0 S 及び I S O 1 4 0 0 1 取得済（※） ☐ I S O 9 0 0 0 S 又は I S O 1 4 0 0 1 取得済（※） ☐ 取得なし	※ I S O（9 0 0 1、1 4 0 0 1）の登録証付属書等、登録者名、住所、適用規格、認証範囲、有効期限の記載がある資料の写し

企 業 能 力

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
工事成績評定点	土木一式工事（PC橋上部工工事を除く）、舗装工事及び、とび・土工・コンクリート工事については直近3か年度以内、その他については直近5か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点（岐阜県発注工事のみ対象）（工種限定あり）	☐ 8 0 点以上（※） ☐ 7 5 点以上 8 0 点未満（※） ☐ 7 5 点未満又は実績なし（※）	※ 工事成績対象一覧
同種（類似）工事 施工実績	直近○○年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績 （国及び岐阜県発注工事のみ対象） （建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注	☐ 同種工事の実績あり（※） ☐ 類似工事の実績あり（※） ☐ 上記実績なし	※ 同種（類似）工事の実績は、工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等） ※ 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書の写し ※ 同種（類似）工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※ 受注形態が J V の場合のみ、出資比

	した工事のみ対象) ※工事成績評定点が6.5点未満のものは、実績として認めない。		率を記載すること
スタッフ数	常勤雇用の従業員数及び国家資格を有する技術者数 (当該工事における「国家資格」の定義＝技術士(建設部門)1級又は2級土木施工管理技士)	☐ 常勤雇用の従業員数15名以上、かつ、国家資格を有する技術者数5名以上 (※) ☐ 常勤雇用の従業員数10名以上、かつ、国家資格を有する技術者数5名以上 (※) ☐ 常勤雇用の従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者数5名以上 (※) ☐ 常勤雇用の従業員数10名未満、かつ、国家資格を有する技術者数5名未満	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください(基準日は7月1日とします) ※ 国家資格については複数の資格を有していても1名として算入すること
優良工事施工者表彰歴 (土木工事等、建築工事及びP・C上部工事に適用)	直近5か年度以内の岐阜県優良工事施工者表彰歴 (工種限定あり)	☐ 部長による表彰歴あり (※) ☐ 現地機関の長(本庁各課長を含む)による表彰歴あり (※) ☐ 表彰歴なし	※ 岐阜県優良工事施工者表彰状の写し
優良工事施工者表彰歴 (鋼構造物工事に適用)	直近5か年度以内の岐阜県優良工事施工者表彰歴 (工種限定あり)	☐ 単体で参加の場合、部長による表彰歴あり (※) ☐ J・Vで参加の場合 ・代表構成員が部長による表彰歴あり ・代表構成員が現地機関の長(本庁各課長を含む)による表彰歴あり、かつ、その他の構成員が部長による表彰歴あり ☐ 単体で参加の場合、現地機関の長(本庁各課長を含む)による表彰歴あり (※) ☐ J・Vで参加の場合 ・代表構成員が現地機関の長(本庁各課長を含む)による表彰歴あり ・代表構成員が表彰歴なし、かつ、その他の構成員が部長による表彰歴あり ☐ 単体で参加の場合、表彰歴なし ☐ J・Vで参加の場合 ・代表構成員が表彰歴なし、かつ、その他の構成員が現地機関の長(本庁各課長を含む)による表彰歴あり ・全ての構成員が表彰歴なし	※ 岐阜県優良工事施工者表彰状の写し
機械保有状況 (土木工事等に適用)	当該工事に関する主要建設機械の保有状況 【主要建設機械(種)】 ○、×、△	☐ 全て自社保有(長期リースによる保有を含む)あり (※) ☐ 自社保有(長期リースによる保有を含む)又は短期リースによる保有あり (※) ☐ 保有なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください ※ 受注者が入札時に「(長期又は短期)リースによる保有あり」と申告している場合で、落札者決定前に状況が確認できない場合には、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行います。 ※ 「長期リース」とはリース期間が3年以上のものを対象とします。

注1) レ又は■のように記入する。

2) 評価事項、評価内容に特に記載がない場合の基準日は申請期限日とすること。

3) 技術確認書類は必要ありません、ただし、入札執行後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに技術確認書類を提出すること。

配置予定技術者等の能力

※JVによる申請の場合は、代表構成員に係る実績を評価する

会社名：

※配置予定のすべての主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の能力について記載してください。
※3組まで記載可（異なる組に同一人物の記載可）、ただし2組以上記載の場合は、全項目の合計が一番低い配置予定技術者等の組で評価します。
【各組の評価】
①「年齢等」は同組の主任技術者又は監理技術者と現場代理人を比較し、加算点が高い方で評価します。ただし、いずれも若手又は女性でない場合は、全項目を主任技術者又は監理技術者で評価します。
②「年齢等」を若手又は女性の主任技術者又は監理技術者で評価する組⇒「年齢等」以外の3項目は主任技術者又は監理技術者と現場代理人を比較し、3項目の合計が高い方で評価します。
③「年齢等」を若手又は女性の現場代理人で評価する組⇒「年齢等」の以外の3項目は主任技術者又は監理技術者で評価します。

【1組目】

主任技術者又は監理技術者（1組目）		氏名（ふりがな）：		←配置予定の主任技術者又は監理技術者（兼現場代理人）について記載すること。	
評価項目	評価内容	記載事項		備考(資料添付など)	
年齢等	主任技術者又は監理技術者の年齢等	☐ 満30歳未満若しくは女性（※）		※ 年齢若しくは女性を証明する書類	
		☐ 満30歳以上40歳未満（※）			
		☐ 上記以外			
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績 （国及び岐阜県発注工事のみ対象） （建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象） （主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績） ※工事成績評定点が6.5点未満のものは、実績として認めない （主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる）	☐ 同種工事の実績あり（※）		※ 同種（類似）工事の実績は、工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等） ※ 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し ※ 同種（類似）工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること	
		☐ 類似工事の実績あり（※）			
		☐ 上記実績なし			
保有資格 （建築工事以外に適用）	主任技術者又は監理技術者の保有する資格 （主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	☐ 1級土木施工管理技士、技術士又はME（※）、かつ、自然工法管理士（※）		※ 国家資格については、資格認定証明書（資格者証）又は合格証明書の写し ※ MEについては、社会基盤メンテナンスエキスパートの認定書又は証明証の写し ※「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格したものをいう ※ 自然工法管理士については、岐阜県	
		☐ 1級土木施工管理技士、技術士又はME（※）			
		☐ 2級土木施工管理技士、かつ、自然工法管理士（※）			
		☐ 上記以外			

保有資格 (建築工事に適用)	主任技術者又は監理技術者の保有する資格(主任技術者、監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。)	☐ 1級建築施工管理技士、かつ、1級建築士(※) ☐ 1級建築施工管理技士又は1級建築士(※) ☐ 上記以外	自然工法管理士認定証の写し ※ 国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し
継続教育(CPD)の取組状況 (建築工事以外に適用)	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した各団体が発行するCPDの単位の合計 (単位=ユニット) (主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。)	☐ 20単位以上(※) ☐ 10単位以上(※) ☐ 10単位未満又は取得なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
継続教育(CPD)の取組状況(建築) (建築工事に適用)	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した建築関係の各団体が発行するCPDの単位の合計 (単位=ユニット) (主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。)	☐ 20単位以上(※) ☐ 10単位以上(※) ☐ 10単位未満又は取得なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
現場代理人(1組目)		氏名(ふりがな) :	←若手又は女性、補助者を問わず、現場代理人について記載すること。(主任技術者・監理技術者兼現場代理人の場合は主任技術者、監理技術者(1組目)に記載)
評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
年齢等	現場代理人の年齢等	☐ 満30歳未満若しくは女性(※) ☐ 満30歳以上40歳未満(※) ☐ 上記以外	※ 年齢若しくは女性を証明する書類 ※ 現場代理人が他工事に配置されていないことを証明する誓約書(主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を兼ねない現場代理人)を「30歳未満若しくは女性」及び「30歳以上40歳未満」で評価する場合のみ)
同種(類似)工事施工実績	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) (建築工事:国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象) (主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。 (主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。)	☐ 同種工事の実績あり(※) ☐ 類似工事の実績あり(※) ☐ 上記実績なし	※ 同種(類似)工事の実績は、工事成績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等) ※ 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し ※ 同種(類似)工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※ 受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
保有資格 (建築工事以外に適用)	現場代理人の保有する資格 (主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、	☐ 1級土木施工管理技士、技術士又はME(※)、かつ、自然工法管理士(※) ☐ 1級土木施工管理技士、技術士又はME(※) ☐ 2級土木施工管理技士、かつ、自然工法管理士(※)	※ 国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し ※ MEについては、社会基盤メンテナ

	現場代理人を補助者とする場合は、 補助者で評価できる。)	☐ 上記以外	ンスエキスパートの認定書又は証明証 の写し ※「ME」とは、岐阜大学工学部付属イ ンフラマネジメント技術研究センター が運営する、社会基盤メンテナンスエ キスパート養成ユニットの短期集中カ リキュラムの講義を受講し、ME 認定 試験に合格したものをいう ※ 自然工法管理士については、岐阜県 自然工法管理士認定証の写し
保有資格 (建築工事に適用)	現場代理人の保有する資格 (主任技術者又は監理技術者として 、若手若しくは女性技術者を配置し、 現場代理人を補助者とする場合は、 補助者で評価できる。)	☐ 1級建築施工管理技士、かつ、1級建築士 (※) ☐ 1級建築施工管理技士又は1級建築士 (※) ☐ 上記以外	※ 国家資格については、資格認定証明 書 (資格者証) 又は合格証明書の写し
継続教育 (C P D) の取組状 況 (建築工事以外に適用)	現場代理人が直近2か年度以内に取得した各団体が発行するC P Dの単 位の合計 <u>(単位=ユニット)</u> (主任技術者又は監理技術者として 、若手若しくは女性技術者を配置し、 現場代理人を補助者とする場合は、 補助者で評価できる。)	☐ 20単位以上 (※) ☐ 10単位以上 (※) ☐ 10単位未満又は取得なし	※ 技術確認書類については、技術審査 基準を確認してください
継続教育 (C P D) の取組状 況 (建築工事に適用)	現場代理人が直近2か年度以内に取得した建築関係の各団体が発行する C P Dの単位の合計 <u>(単位=ユニット)</u> (主任技術者又は監理技術者として 、若手若しくは女性技術者を配置し、 現場代理人を補助者とする場合は、 補助者で評価できる。)	☐ 20単位以上 (※) ☐ 10単位以上 (※) ☐ 10単位未満又は取得なし	※ 技術確認書類については、技術審査 基準を確認してください

【2組目】

主任技術者又は監理技術者

(2組目)

氏名(ふりがな)：

←配置予定の主任技術者又は監理技術者(兼現場代理人)について記載すること。

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
年齢等	主任技術者又は監理技術者の年齢等	☐ 満30歳未満若しくは女性(※) ☐ 満30歳以上40歳未満(※) ☐ 上記以外	※ 年齢若しくは女性を証明する書類
同種(類似)工事施工実績	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績 (国及び岐阜県発注工事のみ対象) (建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象) (主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績) ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない (主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる)	☐ 同種工事の実績あり(※) ☐ 類似工事の実績あり(※) ☐ 上記実績なし	※ 同種(類似)工事の実績は、工事実績情報システム(CORINS)の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類(契約書等) ※ 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書の写し ※ 同種(類似)工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
保有資格 (建築工事以外に適用)	主任技術者又は監理技術者の保有する資格 (主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる)	☐ 1級土木施工管理技士、技術士又はME(※)、かつ、自然工法管理士(※) ☐ 1級土木施工管理技士、技術士又はME(※) ☐ 2級土木施工管理技士、かつ、自然工法管理士(※) ☐ 上記以外	※ 国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し ※ MEについては、社会基盤メンテナンスエキスパートの認定書又は証明証の写し ※「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格したものをいう ※ 自然工法管理士については、岐阜県自然工法管理士認定証の写し
保有資格 (建築工事に適用)	主任技術者又は監理技術者の保有する資格 (主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。)	1級建築施工管理技士、かつ、1級建築士(※) 1級建築施工管理技士又は1級建築士(※) 上記以外	※ 国家資格については、資格認定証明書(資格者証)又は合格証明書の写し
継続教育(CPD)の取組状況 (建築工事以外に適用)	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した各団体が発行するCPDの単位の合計 (単位=ユニット) (主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。)	☐ 20単位以上(※) ☐ 10単位以上(※) ☐ 10単位未満又は取得なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
継続教育(CPD)の取組状況	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した建築関係の各	☐ 20単位以上(※)	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください

況（建築） （建築工事に適用）	団体が発行するCPDの単位 <u>の合計</u> <u>（単位＝ユニット）</u> （主任技術者 <u>又は</u> 監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	☐ 10単位以上（※） ☐ 10単位未満又は取得なし	
現場代理人（2組目）		氏名（ふりがな）：	←若手又は女性、補助者を問わず、現場代理人について記載すること。（主任技術者・監理技術者兼現場代理人の場合は主任技術者 <u>又は</u> 監理技術者（2組目）に記載）
評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
年齢等	現場代理人の年齢等	☐ 満30歳未満若しくは女性（※） ☐ 満30歳以上40歳未満（※） ☐ 上記以外	※ 年齢若しくは女性を証明する書類 ※ 現場代理人が他工事に配置されていないことを証明する誓約書（主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を兼ねない現場代理人）を「30歳未満若しくは女性」及び「30歳以上40歳未満」で評価する場合のみ
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績 （国及び岐阜県発注工事のみ対象） （建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象） （主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績） ※工事成績評定点が65点未満のものは、実績として認めない。 （主任技術者 <u>又は</u> 監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	☐ 同種工事の実績あり（※） ☐ 類似工事の実績あり（※） ☐ 上記実績なし	※ 同種（類似）工事の実績は、工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等） ※ 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し ※ 同種（類似）工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※ 受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
保有資格 （建築工事以外に適用）	現場代理人の保有する資格 （主任技術者 <u>又は</u> 監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	☐ 1級土木施工管理技士、技術士又はME（※）、かつ、自然工法管理士（※） ☐ 1級土木施工管理技士、技術士又はME（※） ☐ 2級土木施工管理技士、かつ、自然工法管理士（※） ☐ 上記以外	※ 国家資格については、資格認定証明書（資格者証）又は合格証明書の写し ※ MEについては、社会基盤メンテナンスエキスパートの認定書又は証明書の写し ※ 「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格したものをいう ※ 自然工法管理士については、岐阜県自然工法管理士認定証の写し
保有資格 （建築工事に適用）	現場代理人の保有する資格 （主任技術者 <u>又は</u> 監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	1級建築施工管理技士、かつ、1級建築士（※） 1級建築施工管理技士 <u>又は</u> 1級建築士（※） 上記以外	※ 国家資格については、資格認定証明書（資格者証）又は合格証明書の写し
継続教育（CPD）の取組状況 （建築工事以外に適用）	現場代理人が直近2か年度以内に <u>取得した</u> 各団体が発行するCPDの単位 <u>の合計</u> <u>（単位＝ユニット）</u> （主任技術者 <u>又は</u> 監理技術者として	☐ 20単位以上（※） ☐ 10単位以上（※） ☐ 10単位未満又は取得なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください

		、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）		
継続教育（C P D）の取組状況 （建築工事に適用）	現場代理人が直近2か年度以内に取得した建築関係の各団体が発行するC P Dの単位の合計 <u>（単位＝ユニット）</u> （主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）		☐ 20単位以上（※）	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
			☐ 10単位以上（※）	
			☐ 10単位未満又は取得なし	

【3組目】

主任技術者又は監理技術者（3組目）

氏名（ふりがな）：

←配置予定の主任技術者又は監理技術者（兼現場代理人）について記載すること。

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
年齢等	主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の年齢等	☐ 満30歳未満若しくは女性（※） ☐ 満30歳以上40歳未満（※） ☐ 上記以外	※ 年齢若しくは女性を証明する書類
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績 （国及び岐阜県発注工事のみ対象） （建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象） （主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績） ※工事成績評定点が6.5点未満のものは、実績として認めない （主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる）	☐ 同種工事の実績あり（※） ☐ 類似工事の実績あり（※） ☐ 上記実績なし	※ 同種（類似）工事の実績は、工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等） ※ 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し ※ 同種（類似）工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
保有資格 （建築工事以外に適用）	主任技術者又は監理技術者の保有する資格 （主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる）	☐ 1級土木施工管理技士、技術士又はME（※）、かつ、自然工法管理士（※） ☐ 1級土木施工管理技士、技術士又はME（※） ☐ 2級土木施工管理技士、かつ、自然工法管理士（※） ☐ 上記以外	※ 国家資格については、資格認定証明書（資格者証）又は合格証明書の写し ※ MEについては、社会基盤メンテナンスエキスパートの認定書又は証明証の写し ※「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格したものをいう ※ 自然工法管理士については、岐阜県自然工法管理士認定証の写し
保有資格 （建築工事に適用）	主任技術者又は監理技術者の保有する資格（主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	☐ 1級建築施工管理技士、かつ、1級建築士（※） ☐ 1級建築施工管理技士又は1級建築士（※） ☐ 上記以外	※ 国家資格については、資格認定証明書（資格者証）又は合格証明書の写し
継続教育（CPD）の取組状況 （建築工事以外に適用）	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した各団体が発行するCPDの単位の合計 （単位＝ユニット） （主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	☐ 20単位以上（※） ☐ 10単位以上（※） ☐ 10単位未満又は取得なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
継続教育（CPD）の取組状況	主任技術者又は監理技術者が直近2	☐ 20単位以上（※） ☐ 10単位以上（※）	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください

況（建築） （建築工事に適用）	か年度以内に取得した各団体が発行するCPDの単位の合計 <u>（単位＝ユニット）</u> （主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	☐ 10単位未満又は取得なし		
現場代理人（3組目）		氏名（ふりがな）：		←若手又は女性、補助者を問わず、現場代理人について記載すること。（主任技術者・監理技術者兼現場代理人の場合は主任技術者又は監理技術者（3組目）に記載）
評価項目	評価内容	記載事項		備考(資料添付など)
年齢等	現場代理人の年齢等	☐ 満30歳未満若しくは女性（※） ☐ 満30歳以上40歳未満（※） ☐ 上記以外		※ 年齢若しくは女性を証明する書類 ※ 現場代理人が他工事に配置されていないことを証明する誓約書（主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を兼ねない現場代理人）を「30歳未満若しくは女性」及び「30歳以上40歳未満」で評価する場合のみ）
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績 （国及び岐阜県発注工事のみ対象） （建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象） （主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績） ※工事成績評定点が6.5点未満のものは、実績として認めない。 （主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	☐ 同種工事の実績あり（※） ☐ 類似工事の実績あり（※） ☐ 上記実績なし		※ 同種（類似）工事の実績は、工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等） ※ 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書の写し ※ 同種（類似）工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し ※ 受注形態がJVの場合のみ、出資比率を記載すること
保有資格 （建築工事以外に適用）	現場代理人の保有する資格 （主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	☐ 1級土木施工管理技士、技術士又はME（※）、かつ、自然工法管理士（※） ☐ 1級土木施工管理技士、技術士又はME（※） ☐ 2級土木施工管理技士、かつ、自然工法管理士（※） ☐ 上記以外		※ 国家資格については、資格認定証明書（資格者証）又は合格証明書の写し ※ MEについては、社会基盤メンテナンスエキスパートの認定書又は証明証の写し ※ 「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格したものをいう ※ 自然工法管理士については、岐阜県自然工法管理士認定証の写し
保有資格 （建築工事に適用）	現場代理人の保有する資格 （主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	1級建築施工管理技士、かつ、1級建築士（※） 1級建築施工管理技士又は1級建築士（※） 上記以外		※ 国家資格については、資格認定証明書（資格者証）又は合格証明書の写し
継続教育（CPD）の取組状況 （建築工事以外に適用）	現場代理人が直近2か年度以内に取得した各団体が発行するCPDの単位の合計 <u>（単位＝ユニット）</u>	☐ 20単位以上（※） ☐ 10単位以上（※） ☐ 10単位未満		※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください

	(主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。)		
継続教育（ＣＰＤ）の取組状況 (建築工事に適用)	現場代理人が直近２か年度以内に取得した各団体が発行するＣＰＤの単位の合計 (単位＝ユニット) (主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。)	☐ ２０単位以上 (※)	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
		☐ １０単位以上 (※)	
		☐ １０単位未満	

注１) レ 又は ■ のように記入すること。

２) 評価事項、評価内容に特に記載がない場合の基準日は申請期限日とする。

３) 技術確認書類は必要ありません、ただし、入札執行後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに技術確認書類を提出すること

地 域 要 件

※JVによる申請の場合は、代表構成員に係る実績を評価する

会社名：

評価項目	評価内容	記載事項	備考(資料添付など)
営業拠点 (土木工事等・建築工事に適用)	地域内での営業拠点の状況	☐ 同一市町村内（旧市町村内）に本店あり（※） ☐ 同一管内（同一市町村内を除く）に本店あり（※） ☐ 岐阜県内（同一管内を除く）に本店あり（※） ☐ 岐阜県内に支店又は営業所あり（※） ☐ 上記以外	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください ※ 営業拠点の所在地は、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に記載された所在地が基本となりますが、それ以外に建設法第3条第1項に規定する営業所を岐阜県内に設置している場合は、これも対象とし、その所在地とします。
営業拠点 (鋼構造物工事に適用)	地域内での営業拠点の状況	☐ 単体で参加の場合、岐阜県内に本店あり（※） ☐ JVで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に本店あり ・代表構成員が岐阜県内に支店又は営業所あり、かつ、 <u>その他の構成員が岐阜県内に本店あり</u> ☐ 単体で参加の場合、岐阜県内に支店又は営業所あり（※） ☐ JVで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県内に支店又は営業所あり ・代表構成員が県内に本店・支店又は営業所なし、かつ、 <u>その他の構成員が岐阜県内に本店あり</u> ☐ 上記以外	
営業拠点 (PC上部工工事に適用)	地域内での営業拠点の状況	☐ 岐阜県内に本店あり（※） ☐ 岐阜県内に支店又は営業所あり（※） ☐ 上記以外	
災害協定参加等 (土木工事等、建築工事及びPC上部工工事に適用)	災害協定への参加や同等の活動実績	☐ 岐阜県建設業広域BCMの認定あり（※） ☐ 岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建設部に限る）との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり（※） ☐ 岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建設部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり（※） ☐ 上記以外	
災害協定参加等 (鋼構造物工事に適用)	災害協定への参加や同等の活動実績	☐ 単体で参加の場合、岐阜県建設業広域BCMの認定あり（※） ☐ JVで参加の場合 ・代表構成員が岐阜県建設業広域BCMの認定あり ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建設部に限る）に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、 <u>その他の構成員が岐阜県建設業広域BCMの認定あり</u> ☐ JVで参加の場合 ・代表構成員及びその他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建設部に限る）との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり ・代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建設部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、 <u>その他の構成員が岐阜県建設業広域BCMの認定あり</u> ☐ 単体で参加の場合、岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建設部に限る）との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり（※）	※ BCM認定については、岐阜県が認定した「岐阜県建設業広域事業継続マネジメント」への参加が確認できる書類 ※ 協定については、岐阜県及び県内市町村と締結された「災害時応援協力に関する協定」への参加が確認できる書類 ※ 災害時の貢献活動については、災害協定と同等と認められる活動内容が確認できる書類 ※ BCM認定については、岐阜県が認定した「岐阜県建設業広域事業継続マネジメント」への参加が確認できる書類 ※ 協定については、岐阜県及び県内市町村と締結された「災害時応援協力に関する協定」への参加が確認できる書類 ※ 災害時の貢献活動については、災害協定と同等と認められる活動内容が確認できる書類

		☐ J Vで参加の場合 - 代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建築部に限る）に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、その他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり - 代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建築部に限る）に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、その他の構成員が参加なし又は活動実績なし - 代表構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、その他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建築部に限る）に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり - 代表構成員が参加なし又は活動実績なし、かつ、その他の構成員が岐阜県建設業広域B C Mの認定あり ☐ 単体で参加の場合、岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり（※）	
		☐ J Vで参加の場合 - 代表構成員及びその他構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり - 代表構成員が、岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり、かつ、その他の構成員が参加なし又は活動実績なし - 代表構成員が参加なし又は活動実績なし、かつその他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部又は都市建築部に限る）に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり ☐ 単体で参加の場合、参加なし又は活動実績なし	
		☐ J Vで参加の場合 - 代表構成員が参加なし又は活動実績なし、かつ、その他の構成員が岐阜県（農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部を除く）若しくは岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度以内に同等の活動実績あり - 全ての構成員が参加なし又は活動実績なし	
ボランティア活動 （土木工事等・建築工事に適用）	直近1か年度以内の活動実績	☐ 同一市町村内（旧市町村内）での実績あり（※） ☐ 同一管内（同一市町村内を除く）での実績あり（※） ☐ 岐阜県内（同一管内を除く）での実績あり（※） ☐ 岐阜県内での実績なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
ボランティア活動 （鋼構造物工事・P C 上部工工事に適用）	直近1か年度以内の活動実績	☐ 岐阜県内での実績あり（※） ☐ 岐阜県内での実績なし	
近隣地域施工実績 （土木工事等に適用）	令和〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 （国及び岐阜県発注工事のみ対象）	☐ 同一市町村内（旧市町村内）での施工実績あり（※） ☐ 同一管内（同一市町村内を除く）での施工実績あり（※） ☐ 岐阜県内（同一管内を除く）での施工実績あり（※） ☐ 岐阜県内での施工実績なし	※ 工事実績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当工事を証明する書類（契約書等）、発注機関及び工事箇所が明確な場合には、工事成績評定結果通知書の写しも可
近隣地域施工実績 （建築工事に適用）	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績 （国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知	☐ 同一市町村内（旧市町村内）での施工実績あり（※） ☐ 同一管内（同一市町村内を除く）での施工実績あり（※） ☐ 岐阜県内（同一管内を除く）での施工実績あり（※） ☐ 岐阜県内での施工実績なし	

	のあるものは成績評定65点以上のものに限る。)のみ対象)		
近隣地域施工実績 (鋼構造物工事・PC上部工事に適用)	平成〇〇年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 (岐阜県発注工事のみ対象)	☐ 岐阜県内での施工実績あり (※) ☐ 岐阜県内での施工実績なし	
除雪業務等の受託実績 (土木工事等(法面工事を除く)に適用)	直近2か年度以内の除排雪又は凍結防止剤散布業務受託実績協同組合との契約の際には、協同組合に対する加点とは別に、実業務を行う構成員にも加点することとする	☐ 同一土木事務所管内で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり (※) ☐ 同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理道路の除排雪委託契約実績あり (※) ☐ 同一土木事務所管内で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり (※) ☐ 同一土木事務所管内以外で、岐阜県管理以外の国道又は市町村道の除排雪委託契約実績あり (※) ☐ 岐阜県内での受託実績なし	※ 国、県又は市町村との契約書等の写し
応急危険度判定士の登録者数 (建築工事に適用)	岐阜県に登録された応急危険度判定士の登録者数	☐ 5名以上 (※) ☐ 2名以上5名未満 (※) ☐ 2名未満	※ 岐阜県知事が発行する応急危険度判定士登録証の写し
製作拠点 (鋼構造物工事に適用)	県内自社製作工場の状況	☐ 単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場あり (※) ☐ JVで参加の場合、代表構成員が岐阜県内に自社製作工場あり ☐ JVでの参加の場合、その他の構成員が岐阜県内に自社製作工場あり (※) ☐ 単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場なし ☐ JVで参加の場合、全ての構成員が岐阜県内に自社製作工場なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
製作拠点 (PC上部工事に適用)	県内自社製作工場の状況	☐ 岐阜県内に自社製作工場あり (※) ☐ 岐阜県内に自社製作工場なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
休日及び夜間の道路維持作業の実績 (土木工事等(法面工事を除く)に適用)	直近3か年度以内の岐阜県管理道路の道路維持業務(除排雪及び凍結防止剤散布業務を除く)又は異常気象時の通行規制業務において、県からの作業指示を受け、休日若しくは夜間に維持作業等を実施した実績	☐ 同一土木事務所管内での実績あり(元請けとしての実績) (※) ☐ 同一土木事務所管内以外での実績あり(元請けとしての実績) (※) ☐ 同一土木事務所管内での実績あり(協力要請により下請けとして協力した実績) (※) ☐ 同一土木事務所管内以外での実績あり(協力要請により下請けとして協力した実績) (※) ☐ 実績なし	※ 次の2つの書類により確認します。 ①道路維持補修業務の契約書又は通行規制管理業務委託契約書の写し ②休日又は夜間の道路維持業務委託完了報告書の写し又は通行規制モニター業務報告書の写し(作業指示書を含む、作業写真は2枚程度、下請け又はJV構成員としての作業の場合は、元請人又は代表構成員による証明)
休日及び夜間の河川・砂防の維持作業の実績 (土木工事等(法面工事を除く)に適用)	直近3か年度以内の岐阜県管理の河川・砂防の維持管理業務において、県からの作業指示を受け、休日または夜間に維持作業を実施した実績	☐ 同一土木事務所管内での実績あり(元請けとして実施) (※) ☐ 同一土木事務所管内での実績あり(協力要請により下請けとして実施) (※) ☐ 実績なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
新分野活動	直近2か年度以内の新分野活動実績(岐阜県内での活動に限る)	☐ 実績あり (※) ☐ 実績なし	※ 技術確認書類については、技術審査基準を確認してください
県内企業の活用	当該工事の県内企業活用金額率(元請及び1次下請)	☐ 県内企業活用金額率90%以上 ☐ 県内企業活用金額率50%以上90%未満 ☐ 県内企業活用金額率50%未満	※ 「県内企業」とは、岐阜県内に本店を(建設業法上の主たる営業所)有する企業とします。 ※ 受注者が入札時に「県内企業活用金額率90%以上」又は「県内企業活用金額率50%以上90%未満」と申告している場合、完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認します。不履行の場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行います。

注1) レ 又は ■ のように記入すること。

2) 評価事項、評価内容に特に記載がない場合の基準日は申請期限日とする。

3) 技術確認書類は必要ありません、ただし、入札執行後、落札候補者の方は、発注機関の指定する日までに技術確認書類を提出すること

若手及び女性技術者育成型工事における 配置予定の現場代理人について

令和 年 月 日

岐阜県知事 様
岐阜県〇〇事務所長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで公告のありました〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事の入札に関する技術資料のうち、配置予定の現場代理人については、下記のとおりであり、事実と相違ないことを誓約します。

記

② 配置予定技術者等の能力（岐阜県総合評価落札方式 申請様式第2-2号）において、「年齢等」の項目で申請した現場代理人（主任技術者又は監理技術者との兼務を除く）は、当該工事に専任で配置します。

※ 技術資料に虚偽の記載をした場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となりますので、十分注意ください。